

伊佐市ひしかり交流館及び菱刈パークゴルフ場指定管理者募集要項

ひしかり交流館及び菱刈パークゴルフ場の効率的・効果的な管理運営のため、伊佐市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

第1 施設の概要

ひしかり交流館及び菱刈パークゴルフ場の名称、所在地等は次のとおり。指定管理者は次の施設を管理することとする。

(1)

名称及び所在地	ひしかり交流館 伊佐市菱刈川北2280番地17 外1筆（伊佐市菱刈川北2280番地16）
設置目的	地域農業の振興と交流による地域の活性化を図るため、特産品展示販売、交流促進及び情報発信の場とする。
施設概要	木造スレート葺ひしかり交流館 342.00㎡ 木造浴場（足湯） 49.28㎡ 東屋1棟 28.88㎡ ナイター照明 1基

(2)

名称及び所在地	菱刈パークゴルフ場 伊佐市菱刈川北2231番地 外66筆（別紙1「菱刈パークゴルフ場土地概要」参照）
設置目的	市民の健康づくりと湯之尾滝上流地域の開発振興を図る。
施設概要	パークゴルフ場18ホール（金山コース・ガラッパコース）及び隣接する堤防敷地等 25,220㎡ パークゴルフ場18ホール（いで湯コース・菱の実コース）10,438㎡ 外4施設（別紙2「菱刈パークゴルフ場施設概要」参照）

第2 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務

- ・指定管理者は、伊佐市ひしかり交流館の設置及び管理に関する条例（以下「交流館条例」という。）及び伊佐市菱刈パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例（以下「パークゴルフ場条例」という。）に定めるもののほか、法令並びに交流館条例及びパークゴルフ場条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い管理を行うこと。
- ・業務に関連して取得した利用者等の個人情報適切に取り扱うこと。
- ・業務に関連して作成又は取得した文書等については、適正に管理・保存することとし、個人等の利益を阻害したり、事業の執行に支障をきたす恐れがある場合等を除き、積極的な情報公開に努めること。また、指定期間終了時に、当該文書等を市の指示に従って引き渡すこととする。
- ・指定管理者は、本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、事業計画書に記載するなどして、あらかじめ市が認めた場合はこの限りでない。

(2) 管理運営方針

ひしかり交流館及び菱刈パークゴルフ場（以下「パークゴルフ場」という。）の設置目的を達成するために、市との連携を図り、効率的で開かれた管理運営を行うとともに、利用者の視点に立って利用しやすく親しみの持てる運営を行わなければならない。また、パークゴルフ場については、日本パークゴルフ協会公認コースとしてふさわしいコース管理及び運営に努めるほか、市パークゴルフ協会をはじめ地域の関連団体と連携を図ること。このほか、管理運営方針に関する細目的事項は、指定管理者と市長が協議のうえ協定で定める。

(3) 業務の範囲

- ・管理業務の範囲は条例に規定したものとする。
- ・市と指定管理者の業務区分は次の表のとおりとする。ただし、表に定める事項で疑義がある場合は、市と指定管理者が協議の上、業務区分を決定するものとする。

業務の種類		業務内容	区 分	
			市	指定管理者
ひしかり交流館及びパークゴルフ場の維持管理	施設等の維持管理	施設、設備及び器具等の保全（保守点検、清掃及び小規模修繕）、浄化槽の保守管理（保守点検及び清掃）、防災設備の点検（消防設備関係）		○
	植栽等の維持管理・保全	樹木・芝生・花壇等の維持管理・保全 ひしかり交流館周辺除草作業（年５回）		○
	整備・改修	建築物等の新築・増築・大規模修繕	○	
ひしかり交流館及びパークゴルフ場の運営管理	施設の運営	予約、申請の受付、利用許可、利用料徴収、施設の問合せ・案内、施設等に係る経費（電気料金ガス料金、電話料金、燃料費等）の支払		○
	苦情対応	施設利用者及び地域住民などからの苦情等対応・処理		○
	物品の管理	備品等の管理・保全・貸出		○
	利用増進	広報活動		○
		催事の実施		○
	災害時の対応	待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置		○
		本格復旧	○	
法的管理	許認可等	行為許可		○
		設置管理許可、占用許可、利用の禁止	○	

(4) 管理を行う期間

指定期間は、令和８年４月１日から令和13年３月31日までの５年間とする。

(5) 管理に要する経費

① 利用料金収入

ひしかり交流館及びパークゴルフ場の利用料金並びに指定管理者が行う自主事業による収入は、指定管理者が自らの収入として収受するものとする。

利用料金の額は、条例に規定する額の範囲内で市長の承認を得て定めることができる。（内訳については、別表 1 及び別表 2 を参照）

② 指定管理料（以下「委託料」という。）

ア 市は収支予算書において提示のあった金額に基づき、毎年度の予算の範囲内において施設の管理運営に必要な経費を指定管理者に委託料として支払うものとするが、欠損が生じた場合においても、市からの補填はしないものとする。ただし、天災等指定管理者の責めに帰さない場合はこの限りでない。

また、支払方法等、細目的事項については、指定管理者と市長が協議のうえ協定で定める。

イ 委託料は次に掲げる基準額を上限とし、原則としてその金額を越える場合は選定しない。

（内訳については、別表 3 「基準額算定資料」参照）

（年間）委託料基準額 8, 7 8 4 千円以内（税抜き）

第 3 申請者の資格

(1) 団体であること（法人格の有無は問わない。法律上、個人は指定管理者になれない。）。

(2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により当市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 当市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者

キ 次に掲げる団体

- ・代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- ・暴力団（暴力団対策法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ・代表者等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- ・代表者等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- ・代表者等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (3) 団体の人員の数、資産の額その他の経営の規模及び能力が十分であること。

第4 申請

(1) 申請の受付

- ① 申請資格を有していることを証する書類
- ② 公の施設事業計画書（指定手続規則様式第2号）
- ③ 公の施設収支予算書（指定手続規則様式第3号）
- ④ 前事業年度の収支決算書、貸借対照表、財産目録その他財務の状況を明らかにする書類
- ⑤ 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を明らかにする書類
- ⑥ 法人にあっては、登記事項証明書

(2) 申請資格を有していることを証する書類

① 団体であることを証する書類の例

ア 法人の場合

登記簿の謄本など

イ 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合

地方自治法第260条の2第12項の証明書など

ウ その他の非法人の場合

団体の規約、構成員名簿など

② 団体又はその代表者が第3の(2)の事由に該当しないことを証する書類の例

ア 法律行為を行う能力の確認（非法人の場合）については、代表者の身分証明など

イ その他の事由の確認については、代表者からの申立書、市税の納税証明など

※申請資格については信用調査等を行う場合がある。

第5 申請書の提出方法

(1) 提出期限

令和7年9月30日（火）17時必着とする。

(2) 提出場所

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里1888番地

伊佐市役所 地域振興課 公園管理係（電話 0995-29-4113）

(3) 提出方法

提出場所へ直接持参又は郵送するものとする。

(4) 提出部数

正本1部、副本1部とする。

(5) 連絡先

伊佐市役所 地域振興課 公園管理係（電話 0995-29-4113）

(6) 広報

募集については市広報紙及び市ホームページに掲載する。

第6 説明会等の開催

申請方法、提出書類などについての説明会並びにひしかり交流館及びパークゴルフ場の現地説明会を開催する。参加する者は、法人その他の団体の名称及び氏名をあらかじめ連絡すること。

- (1) 開催日時 令和7年9月24日(水) 13時30分から 2時間程度
- (2) 開催場所 ひしかり交流館 2階 交流室

第7 審査及び選定方法

指定管理者の選定に当たっては、書類審査のほか必要に応じ面接審査により、次の基準により、総合的に判断するものとする。

- (1) 市の運営方針を理解し、施設の管理運営に反映させているか。
 - ① 設置目的及び管理方針を十分理解しているか。
 - ② 経営方針について、明確なビジョンがあるか。
 - ③ 効率的管理運営のための実現可能な具体的計画や工夫が提案されているか。
- (2) 施設の管理について、利用者が利用しやすい体制になっているか。
 - ① 適切な人員配置がなされているか。職員の資質向上が図られる策があるか。
 - ② 利用者のトラブル未然防止策と対処法はしっかりしているか。
- (3) 施設の運営について、利用促進となる策があるか。
 - ① 利用を促進する自主事業計画があるか。
 - ② 利用者の要望を把握しサービス向上を図る方策があるか。
 - ③ 関連団体（伊佐市観光特産協会、伊佐市パークゴルフ協会等）との連携計画はあるか。
- (4) 危機管理体制について
 - ① 個人情報保護の保護体制が整っているか。
 - ② 災害（事故）発生時の危機管理について十分な理解があり、具体的な対応策が取られているか。

第8 指定後の手続

(1) 協定の締結

施設の管理業務等に関する細目的事項等については、市長と協議のうえ、基本協定を締結するものとし、各年度の指定管理者業務内容及び業務の実施の対価として支払われる指定管理料等を定める「単年度協定書」を締結する。

(2) 指定管理準備事務

指定管理者として指定された者は、市長と協議し、必要な指定管理準備事務を行うものとする。

第9 指定管理者の取消し等

指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、指定管理者による事業の履行が確実にないと認められる場合、又は、著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定管理者の指定の決定を取り消す場合がある。

第10 指定管理者の撤退等について

指定管理者の申出による撤退については、その理由について調査を行い、正当と認める場合のみこれを認めるものとする。また、指定管理者の撤退、倒産及び事業放棄により、市に損害が生じた場合は、市は指定管理者に対し、損害賠償を請求する場合がある。

○伊佐市ひしかり交流館の設置及び管理に関する条例第6条、第14条関係
(別表1)

区分	使用料（1時間当たり）	
	使用料	冷暖房設備
交流室	400円	100円
照明施設	200円	—
特産品展示販売及び朝市コーナー	売上額の10%	—

○伊佐市菱刈パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例第6条、第14条関係
(別表2)

区分	単位	使用料
一般	1日	300円
小・中・高児童生徒	1日	150円
コース会員	1年間	7,000円

○委託料基準額算定資料（別表３）

年額（令和８年度から令和12年度まで　５ヶ年）

〈経費内訳〉

項　　目	摘　　要	年額
労　　務　　費	特産品販売、施設利用対応、パークゴルフ受付、利用料金徴収等、パークゴルフ場管理全般	8,060,000円
	雇用保険料ほか	320,000円
光　　熱　　費	施設電気、ガス、水道	1,050,000円
通　信　運　搬　費	施設電話料	110,000円
経　　　　　費	委託料	280,000円
	燃料費	260,000円
	手数料	140,000円
	材料代	16,000円
	負担金	14,000円
消　耗　品　費		130,000円
合　　　計		10,380,000円

〈収入内訳〉

項　　目	摘　　要	年額
利用料金・手数料	施設利用料及び特産品販売手数料	2,900,000円
雑収入	自動販売機	160,000円
合　　　計		3,060,000円

委託料基本額	=	経費合計	-	収入合計
7,320,000円		10,380,000円		3,060,000円

一般管理費	=	委託料基本額	×	0.2
1,464,000円		7,320,000円		

委託料	=	委託料基本額	+	一般管理費	÷	8,784,000円
8,784,000円		7,320,000円		1,464,000円		
						税抜き金額

※経費内訳は、指定管理当初算定資料及び令和４年度から令和６年度までの実績を基に算定した。

※ひしかり交流館周辺除草業務を労務費に計上した。

※大規模な修繕等に係る費用は市が負担する。

菱刈パークゴルフ場土地概要

☆金山コース(Aコース)・ガラッパコース(Bコース)

計18ホール

番 号	地 番	面 積
1	菱刈川北古川2292番7 の一部	1,033.00 m ²
2	菱刈川北古川2296番 の一部	62.00 m ²
3	菱刈川北古川2297番	252.00 m ²
4	菱刈川北古川2298番	346.00 m ²
5	菱刈川北古川2299番2	1,066.00 m ²
6	菱刈川北古川2301番2	248.00 m ²
7	菱刈川北古川2302番	377.00 m ²
8	菱刈川北古川2303番	669.00 m ²
9	菱刈川北古川2304番	365.00 m ²
10	菱刈川北前田2305番 の一部	85.00 m ²
11	菱刈川北前田2306番 の一部	160.00 m ²
12	菱刈川北前田2307番 の一部	197.00 m ²
13	菱刈川北前田2308番 の一部	121.00 m ²
14	菱刈川北前田2309番 の一部	177.00 m ²
15	菱刈川北前田2310番 の一部	77.00 m ²
16	菱刈川北古川2233番2	38.00 m ²
17	菱刈川北古川2234番4	661.00 m ²
18	菱刈川北古川2234番3	343.00 m ²
19	菱刈川北古川2235番2	131.00 m ²
20	菱刈川北古川2236番3	385.00 m ²
21	菱刈川北古川2229番2	741.00 m ²
22	菱刈川北古川2231番	1,830.00 m ²
23	菱刈川北古川2219番 の一部	3.00 m ²
24	菱刈川北古川2220番 の一部	300.00 m ²
25	菱刈川北古川2221番 の一部	405.00 m ²
26	菱刈川北古川2222番 の一部	362.00 m ²
27	菱刈川北古川2223番	463.00 m ²
28	菱刈川北古川2224番	554.00 m ²
29	菱刈川北古川2225番1	132.00 m ²
30	菱刈川北古川2225番2	136.00 m ²
31	菱刈川北古川2225番3	149.00 m ²
32	菱刈川北古川2226番	735.00 m ²
33	菱刈川北古川2227番	530.00 m ²
34	菱刈川北古川2228番	555.00 m ²
35	菱刈川北古川2240番2	235.00 m ²
36	菱刈川北古川2241番2	336.00 m ²

37	菱刈川北古川 道-2	の一部	154.00 m ²
38	菱刈川北古川 道-3		135.00 m ²
39	菱刈川北古川 道-1	の一部	190.00 m ²
40	菱刈川北屋敷下2215番	の一部	7.00 m ²
41	菱刈川北屋敷下2214番	の一部	22.00 m ²
42	菱刈川北屋敷下2213番	の一部	40.00 m ²
43	菱刈川北屋敷下2212番	の一部	78.00 m ²
44	菱刈川北屋敷下2209番	の一部	34.00 m ²
45	菱刈川北屋敷下2208番1	の一部	51.00 m ²
46	菱刈川北屋敷下2207番	の一部	613.00 m ²
47	菱刈川北屋敷下2206番		604.00 m ²
48	菱刈川北屋敷下2204番		1,117.00 m ²
49	菱刈川北屋敷下2191番	の一部	1,200.00 m ²
50	菱刈川北屋敷下2190番1	の一部	110.00 m ²
51	菱刈川北屋敷下2189番	の一部	195.00 m ²
52	菱刈川北屋敷下2193番		776.00 m ²
53	菱刈川北屋敷下2203番2		323.00 m ²
54	菱刈川北屋敷下2202番4		246.00 m ²
55	菱刈川北屋敷下2200番2		350.00 m ²
56	菱刈川北屋敷下2198番2	の一部	1,119.00 m ²
57	菱刈川北屋敷下2188番	の一部	56.00 m ²
58	菱刈川北屋敷下2184番	の一部	50.00 m ²
59	菱刈川北屋敷下2187番	の一部	563.00 m ²
60	菱刈川北屋敷下2195番		399.00 m ²
61	菱刈川北屋敷下2196番		640.00 m ²
62	菱刈川北屋敷下2183番1	の一部	657.00 m ²
63	菱刈川北屋敷下2183番	の一部	488.00 m ²
64	菱刈川北屋敷下 道-3		162.00 m ²
65	菱刈川北屋敷下 道-5	の一部	486.00 m ²
66	菱刈川北屋敷下 道-2		96.00 m ²
	合 計		25,220.00 m ²

☆いで湯コース(Cコース)・菱の実コース(Dコース) 計18ホール

番号	地 番	面積
1	菱刈川北前田2328番9	10,438.00 m ²
	合 計	10,438.00 m ²

菱刈パークゴルフ場施設概要

No.	施設名	数量	設置年度	構 造	面 積	備 考
1	パークゴルフ場(AB)	1	H12	18ホール	25,220.00 m ²	河川堤防占用地含む
2	パークゴルフ場(CD)	1	H20	18ホール	10,438.00 m ²	
3	休憩所(東屋)	2	H10	木造	13.60 m ²	河川内
4	休憩所(東屋)	2	H10	木造	6.72 m ²	東屋(小)
	合 計	6				

ひしかりパークゴルフ場入場者数及び使用料収入推移表

		入場者							コース会員申請者数			使用料 収入額 (e)=㉔+(d)
		コース会員			一般			計 (c)=(a)+(b)	市内	市外	計 (d)	
		市内	市外	計 (a)	市内	市外	計 (b)					
令和 4年度	人数	11,136人	3,335人	14,471人	672人	1,766人	2,438人	16,909人	125人	72人	197人	1,870,500円
	使用料	0円		0円	706,500円		706,500円	706,500円	1,164,000円		1,164,000円	
令和 5年度	人数	10,206人	3,051人	13,257人	614人	1,605人	2,219人	15,476人	116人	72人	188人	1,865,650円
	使用料	0円		0円	661,650円		661,650円	661,650円	1,204,000円		1,204,000円	
令和 6年度	人数	9,707人	2,829人	12,536人	653人	1,635人	2,288人	14,824人	103人	59人	162人	1,785,650円
	使用料	0円		0円	661,650円		661,650円	661,650円	1,124,000円		1,124,000円	

※使用料、入場者数については、使用料無料及び免除の入場者を含む

令和4年度　パークゴルフ場　入場人数																											
	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計		
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	
コース年会費人数	7	11	7	6	3	0	0	0	2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106	55	125	72	
コース年会費	99,000		71,500		16,500		0		11,000		0		0		0		0		0		0		966,000		1,164,000		
ビジター人数合計	61	130	69	280	29	95	15	86	8	69	22	72	67	152	129	223	19	103	43	91	76	133	134	332	672	1766	
コース会員人数合計	1079	332	1072	306	953	251	725	245	736	213	844	235	1087	348	1014	329	786	240	645	238	1023	273	1172	325	11136	3335	
入場料計	54,000		103,050		36,750		29,850		22,800		27,900		62,850		103,050		36,900		39,600		61,050		128,700		706,500		
人数合計	1140	462	1141	586	982	346	740	331	744	282	866	307	1154	500	1143	552	805	343	688	329	1099	406	1306	657	11808	5101	
	1,602		1,727		1,328		1,071		1,026		1,173		1,654		1,695		1,148		1,017		1,505		1,963		16,909		
金額合計	153,000		174,550		53,250		29,850		33,800		27,900		62,850		103,050		36,900		39,600		61,050		1,094,700		1,870,500		

令和5年度　パークゴルフ場　入場人数																										
	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
コース年会費人数	12	9	7	1	1	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	94	58	116	72
コース年会費	126,000		48,000		18,000		6,000		0		0		6,000		0		0		12,000		0		988,000		1,204,000	
ビジター人数合計	48	140	37	219	47	98	9	84	30	164	30	71	56	50	118	279	29	76	37	108	61	116	112	200	614	1605
コース会員人数合計	1017	289	976	245	812	194	659	235	695	210	906	293	585	175	993	309	680	262	875	264	936	232	1072	343	10206	3051
入場料計	55,350		76,200		40,050		27,600		56,850		56,400		30,000		118,500		31,500		43,350		52,950		72,900		661,650	
人数合計	1065	429	1013	464	859	292	668	319	725	374	936	364	641	225	1111	588	709	338	912	372	997	348	1184	543	10820	4656
	1,494		1,477		1,151		987		1,099		1,300		866		1,699		1,047		1,284		1,345		1,727		15,476	
金額合計	181,350		124,200		58,050		33,600		56,850		56,400		36,000		118,500		31,500		55,350		52,950		1,060,900		1,865,650	

令和6年度　パークゴルフ場　入場人数																										
	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
コース年会費人数	11	3	1	0	2	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87	55	103	59
コース年会費	91,000		6,500		13,000		0		0		13,000		6,500		0		0		0		0		994,000		1,124,000	
ビジター人数合計	51	103	84	262	55	114	59	52	20	134	15	89	74	122	76	243	25	147	59	122	64	87	71	160	653	1635
コース会員人数合計	817	198	1031	288	700	160	670	157	509	227	735	216	857	251	957	332	941	252	846	257	781	223	863	268	9707	2829
入場料計	45,300		99,450		47,250		33,300		44,100		30,750		58,200		88,500		50,850		51,900		43,800		68,250		661,650	
人数合計	868	301	1115	550	755	274	729	209	529	361	750	305	931	373	1033	575	966	399	905	379	845	310	934	428	10360	4464
	1,169		1,665		1,029		938		890		1,055		1,304		1,608		1,365		1,284		1,155		1,362		14,824	
金額合計	136,300		105,950		60,250		33,300		44,100		43,750		64,700		88,500		50,850		51,900		43,800		1,062,250		1,785,650	